

## 船舶事故調査報告書

平成23年5月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行  
 委員 根本 美 奈

事故種類	釣り客死亡
発生日時	平成22年7月13日（火） 22時30分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島北西沖 蓋井島灯台から真方位313° 6.3海里付近 （概位 北緯34° 10.2′ 東経130° 41.5′）
事故調査の経過	平成22年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	船種船名、総トン数 遊漁船 誠幸丸、7.9トン 船舶番号、船舶所有者等 290-22693福岡、個人所有 L×B×D、船質 12.96m (Lr) × 2.92m × 1.10m、FRP 機関、出力、進水等 ディーゼル機関、317.74kW、昭和57年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年9月29日 免許証交付日 平成20年8月25日 （平成25年9月28日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人及び手伝いとして船長の知人2人を乗せ、平成22年7月13日19時30分ごろ、蓋井島北西方の釣り場に到着した。船長は、船首からシーアンカー（パラシュートアンカー）を投入し、南西方に向首して漂泊し、集魚灯を点灯して遊漁を開始し、自らも操舵室前端付近の左舷側で釣りを始めた。</p> <p>左舷船尾付近にいた釣り客A（男性、81歳）は、小用を足す旨を隣にいた釣り客に声を掛けて右舷船尾に向かった。</p> <p>船長の知人の1人（以下「知人A」という。）は、右舷船首付近で釣りをしていたところ、22時30分ごろ、釣り客Aが右舷船尾から海中に落ちる瞬間を目撃し、直ちに大声で「落ちたー」と叫んだ。</p> <p>船長は、知人Aの声で釣り客Aが落水したことを知り、釣り客Aが海面でうつ伏せのまま動かなかったため、浮揚性の防舷材を持ち、海中に飛び込んで救助に当たった。</p> <p>知人Aは、シーアンカーを切り離して本船の操船に当たり、乗船者の協力を得て釣り客Aと船長を船上に引き上げた。</p>

	<p>船長は、海上保安庁に連絡し、乗船者が釣り客Aに人工呼吸等を施しながら帰航中、下関市六連島東岸沖付近で会合した巡視艇に釣り客Aを移乗させた。</p> <p>釣り客Aは、搬送された病院で死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 霧雨、風向 南西、風力 2、気温 約25℃</p> <p>海象：うねり 約1.5m、海面水温 約24℃</p>								
その他の事項	<p>釣り客Aは、ふだん血圧が少し高く、医者による投薬を受けていたが、その他に大きな疾病はなかった。</p> <p>本船は、右舷船尾に、高さ約60cmのブルワークが設けられていた。</p> <p>本船では、小用は右舷船尾で行うことが慣習となっていた。</p> <p>知人Aは、落水する瞬間を見たものの、落水に至る状況は見ておらず、右舷側に5人、左舷側に3人並んでいたその他の乗船者は、釣り客Aが落水するところを見ていなかった。</p> <p>釣り客Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>死体検案書によると、釣り客Aは、落水後、短時間で死亡した。</p> <p>本船は、遊漁中、大きく船体が動揺することはなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>釣り客Aの死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、夜間、蓋井島北西沖で漂泊して遊漁中、釣り客Aが、右舷船尾から落水し、溺死したものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、右舷船尾で舷外を向いて立った姿勢から落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>釣り客Aの死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、夜間、蓋井島北西沖で漂泊して遊漁中、釣り客Aが、右舷船尾から落水し、溺死したものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、右舷船尾で舷外を向いて立った姿勢から落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	なし								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>釣り客Aの死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、夜間、蓋井島北西沖で漂泊して遊漁中、釣り客Aが、右舷船尾から落水し、溺死したものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、右舷船尾で舷外を向いて立った姿勢から落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が蓋井島北西沖で漂泊して遊漁中、釣り客Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								